

お知らせ

株式会社 エネコム
〒730-0051 広島市中区大手町二丁目11番10号

2025年3月25日

『電話リレーサービス料』のご負担のお願いについて

平素は当社のサービスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、当社の電話サービス（下記の対象サービス）をご利用のお客さまにご負担いただいております「電話リレーサービス料」について、『聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律』に基づき、2025年4月ご利用分からも下記のとおりご請求させていただきます。

お客さまにおかれましては、電話リレーサービス制度の趣旨についてご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

記

【電話リレーサービス料】

2025年度

ご請求時期	電話リレーサービス料 (1番号あたり)
2025年4月利用分から 2026年3月利用分までのご請求	1.1円/月(税込)

(参考: 2024年度)

ご請求時期	電話リレーサービス料 (1番号あたり)
2024年4月利用分から 2025年3月利用分までのご請求	1.1円/月(税込)

【対象サービス】

- ・メガ・エッグ 光電話
- ・メガ・エッグ 光電話ダブリュー
- ・メガ・エッグ モバイル
- ・メガ・エッグ ビジネス 光電話
- ・EneWings IP電話

【制度概要】

「電話リレーサービス」とは、聴覚や発話に困難のある方（以下「聴覚障害者等」といいます。）と聴覚障害者等以外の方との会話を、通訳オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより電話で双方向につながるサービスで、2021年7月1日から開始されました。

電話提供事業者が負担金を納付し、負担の徴収・交付金の交付等を業務とする電話リレーサービス支援機関を通じて、電話リレーサービス提供機関に対し業務に要する費用に充てるための交付金として交付する仕組みとなっています。

電話リレーサービス制度の詳しい情報につきましては、下記の関連リンクをご参照ください。

- ・ 総務省

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/telephonerelay/index.html

- ・ 一般社団法人 電気通信事業者協会（TCA）

https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/

以 上